

重度障害者医療費助成制度における自動償還の誤りについて

重度障害者医療費助成制度の対象者で後期高齢者医療の被保険者である方に対する一部負担金自動償還事務に誤りがあったことが判明しましたので、御報告します。

1 重度障害者医療費助成制度における自動償還の概要

重度障害者医療費助成制度は、重度の身体・知的・精神障害者の方が医療機関（病院、薬局等）を受診した際に窓口で支払う自己負担額を公費で助成する制度です。ただし、県外の医療機関を受診した際は一旦窓口で自己負担額をお支払いいただき、後期高齢者医療の被保険者の方の場合は、指定された口座に自動償還しています。

2 経過及び原因

自動償還に当たっては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合」から県外の医療機関で受診したレセプトデータの提供を受けています。このデータは、既に償還済みであってもその後のレセプト再請求等により再度データが抽出されてしまうため、このような重複分を精査して償還対象となるかなどの確認を行っています。

令和3年2月末の自動償還に向け、重複分として抽出したデータを確認していたところ過去の重複償還データが見つかり、他の類似事例も含め詳しく調べた結果、6名の方に対し、合計1,121,720円（別紙参照）を2重に償還していたことが2月25日（木）に判明しました。

原因は、平成30年6月に導入した重複データアラームの定義に一部誤りがあり、過払いが発生したものです。

3 今後の対応

それぞれの対象者の方に謝罪及び説明を丁寧に行います。

その上で、過払い額の返還を求めてまいります。

4 再発防止策

重複データアラームの定義を見直して、抽出漏れが生じないように改善しました。また、償還事務のより適正な実施に向け、確認作業の効率性や正確性の向上を図るため、提供を受けるデータ項目の追加について「神奈川県後期高齢者医療広域連合」と協議します。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局国民年金・福祉医療課長 武田
電話：044-200-2694

(別紙)

対象者	返還していただく金額	内 容
A	15,000円	入院・1か月分
B	21,470円	入院・1か月分
C	48,550円	入院・1か月分
D	88,800円	入院・2か月分
E	107,300円	入院・1か月分
F	840,600円	入院・6か月分
合 計	1,121,720円	